

秦野市電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱

(令和5年12月15日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動車利用から自転車利用への切替えを促進するため、電動アシスト自転車を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号の定めるところによる。

- (1) 電動アシスト自転車 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に定める基準を備えたものをいう。
- (2) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。
- (3) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。
- (4) クリーンエネルギー 次のいずれかに該当するエネルギーの利用形態をいう。
 - ア 自己が所有する家屋において、設置者自身が活用するために、太陽光発電設備を用いて電力を賄うこと。
 - イ 再生可能エネルギーを由来とする電力を電力供給事業者から供給を受けて使用すること。
 - ウ 非化石証書付きの電力を電力供給事業者から供給を受けて使用すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 納期の到来している市税を完納している者
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されている者

(補助対象車両)

第4条 補助金の交付の対象となる電動アシスト自転車は、次の各号に掲げる

要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路交通法施行規則第1条の3に規定する人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準に該当するもの
- (2) 道路交通法施行規則第39条の3に規定する人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式の認定（第7条において「型式認定」という。）を受けたもの
- (3) この要綱の施行の日以後に新車として購入されたもの（オークション、フリーマーケット、個人売買等により購入されたものを除く。）

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、購入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）に3分の1を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 国又は地方公共団体その他の団体が実施する同様の補助制度を併用する場合は、補助対象経費の額からその補助制度で受ける補助額を控除するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次条に規定する事前審査の申請をする時点において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する補助金の額にそれぞれの各号に定める額を加算した額を補助するものとする。
 - (1) 市内に本店を有する事業者から購入する場合 5,000円
 - (2) クリーンエネルギーを既に使用している者 5,000円
 - (3) 補助金の交付を受ける者が令和5年4月1日時点で未就学児を1名以上養育している場合 5,000円

（補助金の事前審査）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の補助金の交付申請をする前に、電動アシスト自転車購入費補助金交付事前審査書（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の規定による提出があったときは、補助対象となるか否かについて、電動アシスト自転車購入費補助金交付事前審査確認書（第2号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条第2項の規定により補助対象となるものとして通知を受けた者は、電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼請求書（第3号様式）に、次

に掲げる書類を添えて、令和6年3月11日までに提出するものとする。

- (1) 電動アシスト自転車購入に要した経費の支払手続が完了したことを証明する書類
- (2) メーカー保証書等の写し（製造元、型番、車体番号、型式認定又は安全基準の適合が分かるもの。ただし、その保証書等の写しでは安全基準に適合した自転車であるか否かを判断できないときは、販売店が発行した安全基準に適合している旨を証明する書類）
- (3) 自転車防犯登録カード（お客様控え）の写し
- (4) 振込先口座情報が確認できる書類
- (5) その他事業の内容を確認するために必要な書類
（補助金の交付決定等）

第8条 前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは電動アシスト自転車購入費補助金交付決定兼確定通知書（第4号様式）により、補助金の不交付を決定したときは電動アシスト自転車購入費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 この補助金により購入した自転車（以下「購入自転車」という。）は、規則第17条第1項第3号に規定する市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるものとする。

2 規則第17条第1項ただし書に規定する市長が認める期間は、2年間とする。

（購入自転車の維持管理等）

第11条 補助金の交付を受けた者は、購入自転車の適切な維持管理に努めるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、購入自転車について、前条第2項に定める期間を通じて、TSマーク付帯保険又は自転車損害賠償保険等の継続加入に努めるものとする。

（協力の要請）

第12条 補助金を交付した場合において、必要と認めるときは、補助金の交

付を受けた者に対し、本市が実施する省エネルギー及び節電に関する調査等への協力を求めることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年12月15日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後であっても、第10条の規定は、購入自転車の財産処分の制限期間を経過するまでの間、なお効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

【審査No. 】

電動アシスト自転車購入費補助金交付事前審査書

年 月 日

（宛先）
秦野市長

補助金の交付を受けたいので、秦野市電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱第6条第1項の規定により提出します。

なお、補助金の交付手続に必要な範囲で、秦野市が市税の納付及び住民基本台帳の記録の状況について、調査することに同意します

申請者	郵便番号	〒				
	住所	秦野市				
	ふりがな					
	氏 名					
	電話番号	—	—			
電動アシスト自転車の情報	利用目的	<input type="checkbox"/> 通勤 <input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	メーカー		型番			
	購入予定金額（税込）			円		
	購入店名					
<input type="checkbox"/> 令和5年4月1日現在で1名以上の未就学児を養育している。						
未就学児情報	ふりがな					※上記欄のチェックをつけた方は記載してください。
	氏 名					
	生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日	

第2号様式（第6条関係）

電動アシスト自転車購入費補助金交付事前審査確認書

年 月 日

申請者：_____様
【審査No. _____】

秦野市長

補助金申請の要件を満たしていたため、電動アシスト自転車の購入後、令和6年3月11日までに電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼請求書（第3号様式）にこの確認書と必要な書類を添付し、市役所まで持参又は郵送してください。

次の要件を満たしていません。（不明な点は、お問合せください。）

住居 納税 規格

その他（ _____ ）

事務担当は、 _____ 課 _____ 担当です。
電話 _____

第3号様式（第7条関係）

電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先） 秦野市長

補助金の交付を受けたいので、電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

事前審査の 審査 NO.									
電動アシスト 自転車の 情報	メーカー				型番				
	防犯登録 番号								
	購入金額 (税込) A				円				
	購入店名								
加算 処置	市内本店 B	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			※ 加算額 5,000 円				
	クリーンエネ ルギー C	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			※ 加算額 5,000 円				
	未就学児 D	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			※ 加算額 5,000 円				
交付（請求） 申請額					円	(Aの1/3（上限50,000円）+B+C+D)			
未就学児 情報	ふりがな						※加算処置の「未就学児」欄の有にチェックをつけた方は記載してください。		
	氏名								
	生年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和			年			月	
振込 先 口座 情報	金融 機関名			<input type="checkbox"/> 銀行	支店名			<input type="checkbox"/> 本店	
				<input type="checkbox"/> 金庫				<input type="checkbox"/> 支店	
				<input type="checkbox"/> 組合				<input type="checkbox"/> 出張所	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (左詰め)						
フリガナ								※振込先は、申請者御本人名義の口座情報を記入してください。	
口座名義人									

（裏面に添付書類の記載あり）

◆ 添付書類

- ・ 電動アシスト自転車購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類
(購入した店舗の所在地が分かるようにすること。)
- ・ メーカー保証書等の写し
(製造元、型番、車体番号、型式認定又は安全基準の適合が分かるもの。ただし、その保証書等の写しでは安全基準に適合した自転車であるか否かを判断できないときは、販売店が発行した安全基準に適合している旨を証明する書類)
- ・ 自転車防犯登録カード（お客様控え）の写し
- ・ 振込先口座情報が確認できる書類

住 所

氏 名

様

秦野市長

電動アシスト自転車購入費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請及び請求のありました電動アシスト自転車購入費補助金について、次のとおり交付を決定し、補助金の額を確定しましたので、秦野市電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助金決定(確定)金額	円
振込予定日	年 月 日
交付条件	
指示事項	(1) 必要に応じ、現地調査を行います。 (2) 乗車時はヘルメットを着用すること。

（事務担当は、 課 担当です。）
電話

住 所

氏 名

様

秦野市長

電動アシスト自転車購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請及び請求のありました秦野市電動アシスト自転車購入費補助金について、次のとおり不交付を決定しましたので、秦野市電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--

（事務担当は、 課 担当です。）
電話